



暮らし

生活環境	94
消費生活	101
上下水道	102
駐輪対策	105
住宅・建物・土地	107
道路	111

生活環境

暮らし



生活環境

ごみとリサイクル

家庭ごみの出し方は？

市では、ルールに従って出された家庭ごみを収集しています。

分別のポイントや注意事項（下表）をご確認の上、ごみ減量やリサイクルにご協力ください。

- ごみを出す日は「地区別ごみカレンダー」でご確認ください。
- 分別は、「ごみ分別はやわかり帳」をご覧ください。

〈ごみ出しルール4原則〉

- ① 決められた日の朝に出す 収集後は絶対に出さない
- ② 決められた場所に出す
- ③ 正しく分別して出す
- ④ 決められた方法で出す ごみ袋の色を守る



清掃課 家庭系ごみ収集担当 室町一丁目2-1

☎ 089-921-5516 FAX 089-921-6311

家庭ごみの種類と排出方法

ごみの種類	出す時間	ごみ袋の種類など	分別のポイント・注意事項
可燃ごみ	7時までに	45ℓ以下の白色半透明袋で	生ごみは、水をしっかり切ってから出してください
ペットボトル	8時までに	45ℓ以下の無色透明袋で	キャップ・ラベルをはずして、ボトル本体のみを出してください
プラスチック製容器包装	8時までに	45ℓ以下の無色透明袋で	汚れを取り除いて出してください
紙類	8時までに	ひもで十文字にしぼる	小さな雑がみは、紙袋に入れてひもで十文字にしぼって出してください
金物・ガラス類	8時までに	45ℓ以下の無色透明袋で	カセットボンベ・スプレー缶は必ず中身を使い切って出してください 中身の使い切りは風通しのいい屋外で行ってください
埋立ごみ	8時までに	45ℓ以下の無色透明袋で	土のう袋では出せません
水銀ごみ	8時までに	45ℓ以下の無色透明袋で	白熱電球や豆電球なども水銀ごみで出してください
粗大ごみ	8時までに	「粗大ごみ収集申込みガイド」で申し込み期間、出し方を確認してください	

※中島地域は一部異なりますので「地区別ごみカレンダー」でご確認ください。

※カラス、犬、猫等の被害や、持ち去り行為（新聞・アルミ缶など）を防ぐためにも、ごみは当日の朝に出しましょう。

「地区別ごみカレンダー」は次の場所でお渡ししています

ごみカレンダー地区名	場 所	ごみカレンダー地区名	場 所
「番町」、「東雲」、「八坂」、「素鷲」 「雄郡」、「新玉」、「味酒」、「清水」	それぞれの公民館本館	「由良・泊」	興居島支所、泊出張所
		「日浦・五明」	河中出張所、五明支所
「桑原」、「味生」、「生石」、「垣生」 「久枝」、「潮見」、「和気」、「堀江」 「余土」、「久米」、「湯山」、「伊台」 「小野」、「浮穴」	それぞれの支所	「石井東」、「石井西」	石井支所
		「久谷」	久谷支所、出口出張所
		北条地区（「浅海・難波・正岡」 「北条・立岩」、「栗井・河野」）	北条支所 それぞれの出張所
		中島地区全域	中島支所
「道後・湯築」	道後支所		
「宮前」、「高浜・三津浜」	三津浜支所		

※清掃課（室町一丁目2-1）、市民課（市役所本館1階）、環境モデル都市推進課（市役所別館3階）では、すべての地区のごみカレンダーをお渡ししています。

※「粗大ごみ収集申込みガイド」「ごみ分別 はやわかり帳」についても、上記の場所でお渡ししています。

市が収集しないごみ・その他

市が収集しないごみ	一時多量ごみ	引っ越しなどで一時的に多量に出るごみは、専門業者へ処理を依頼してください（有料）。なお、市施設へ直接搬入する場合は、清掃施設課（☎ 089-948-6902）までお問い合わせください。
	事業ごみ	事業所から出るごみは、事業者の責任で処理してください。 （詳しくは、下記『事業所から出るごみの処理は？』をご覧ください。）
	市が処理できないごみ	（直接持ち込まれても、受け入れできません） ①容積、重量が著しく大きいものなど（農機具、電気温水器、大型金属塊、スプリングマットレス、ピアノ、車の廃タイヤなど） ②危険性のあるもの（ガスボンベ類、消火器、バッテリーなど） ③有害性のあるもの（農薬、毒物、劇物、溶剤など） ④家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、冷蔵庫および冷凍庫（保冷库、冷温庫含む）、洗濯機および衣類乾燥機） ⑤ブラウン管ディスプレイ、ブラウン管ディスプレイ一体型パソコン ⑥オートバイ（排気量は問わない）と、原付（50cc以下）のエンジン、バッテリー、タイヤ、マフラーが一体となっているもの
処理方法	①～③購入店・販売店または取り扱い業者に相談してください（有料になる場合があります） ④次頁「家電リサイクルについて」をご覧ください ⑤直接各メーカーに回収を依頼するか一般社団法人パソコン3R推進協会（☎ 03-5282-7685）までお問い合わせください ⑥二輪車リサイクルコールセンター（☎ 050-3000-0727）までお問い合わせください	
その他	川などの土砂の処理は、清掃をする前に、みち水路メンテナンス課 ☎ 089-948-6471へご相談ください	

事業所から出るごみの処理は？

事業者（法人だけではなく、個人事業主を含む）が事業活動に伴って排出する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分ける必要があり、廃棄物の種類ごとに処理方法や処理先が異なります。また、事業系ごみは、

家庭用のごみ集積場所へ出すことはできません。
事業者自ら処理するか、許可を受けた（一般・産業）廃棄物処理業者に委託し、適正に処理しましょう。



廃棄物対策課 事業所指導担当 別館4F

☎ 089-948-6959 FAX 089-934-1928

ごみの種類（例）		処 理 先		
		搬入先	電話番号	
事業系 一般廃棄物	可燃物	南クリーンセンター	089-971-8862	
	●生ごみ、残飯（水切りをする） ●リサイクルできない紙類 ●落ち葉、草（土は取り除く） ※プラスチックなどの産業廃棄物は混入させず、黄色透明袋に入れてください。	西クリーンセンター	089-953-1153	
事業系 一般廃棄物	リサイクルできるもの	※一般廃棄物収集運搬業者は、松山市ホームページで確認できます。		
		●木くず（剪定枝など） ●食品循環資源（リサイクルできる生ごみ）	(株)ロイヤルアイゼン総合資源リサイクルセンター	089-995-0181
			愛媛故繊維再生(株)	089-943-0443
		●OA用紙 ●新聞、情報誌 ●段ボール類 ●紙パック類（500ml以上） ●機密書類 ●本類、雑紙	(株)カネシロ	089-973-2480
			故紙リサイクルセンター(株)	089-976-1666
			(株)ロイヤルアイゼン	089-924-8583
			(株)金城滋商事	089-925-1010
			南海産業(株)	089-922-2102
			(株)愛媛ダスト	089-972-8217
産業廃棄物	●法令で定められているもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物処理物（産業廃棄物を処分するために処理したもの）	※産業廃棄物処理業者は松山市ホームページ等で確認できます。		
	(注1) 下記のものは、業種により産業廃棄物となります。 ①紙くず（出版業・新聞業・建設業※・製本業・印刷物加工業・パルプ製造業など）、②木くず（建設業※・木材木製品製造業・輸入材木の卸売業・リース業。ただし、木製パレットは業種を問わず産業廃棄物になります。）、③繊維くず（繊維工業・建設業※）、④動植物性残渣（食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業）、⑤動物系固形不要物（と畜場・食鳥処理場）、⑥動物のふん尿（畜産農業）、⑦動物の死体（畜産農業） ※工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。			
(注2) 産業廃棄物の処理を業者に委託するときは、委託契約書を交わすなど「委託基準」に沿った手続きを行う必要があります。また、産業廃棄物を業者に引き渡すときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を業者へ交付しなければなりません。				



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、定休日など

暮らし



生活環境



料金・支給金など



利用時間



休館・休園



ふれあい収集について

ふれあい収集とは、市内全域でごみ出しが難しい高齢者などを対象に、自宅前まで市職員が訪問してごみを収集するサービスです。

ごみ出しの負担を減らすほか、必要に応じて声掛けし、孤立化を防ぎます。

対象者は世帯全員が次のいずれかに該当するごみ出しが困難な方です。

- 65歳以上で、要介護1以上
- 65歳以上で、身体障害者手帳1級・2級



清掃課 ふれあい収集担当 室町一丁目2-1

☎ 089-921-5516 FAX 089-921-6311

電気式生ごみ処理機の購入に補助は？

☺ 松山市内に在住の方（事業所は対象外）

¥ 市では、電気式生ごみ処理機の購入費に補助をしていますので、ご利用ください。

本体購入価格の半額を補助（限度額2万円1年度1基まで）。指定販売業者（電気店など）で購入する補助対象機種が対象となります。指定販売店で事前申請が必要です。申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。



清掃課 家庭系ごみ減量・リサイクル担当 室町一丁目2-1

☎ 089-921-5516 FAX 089-921-6311

家電リサイクルについて

家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、冷蔵庫および冷凍庫（保冷庫、冷温庫含む）、洗濯機および衣類乾燥機）を処分する場合は、「リサイクル料金」と「収集・運搬料金」が必要です。小売店に引き取りを依頼するか、家電リサイクル券を入手し、一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所までの運搬を依頼してください。

また、家電リサイクル券を入手し自分で指定引取場所に持ち込むこともできます。

※家電リサイクル券は、郵便局・ゆうちょ銀行で入手してください（振り込み手数料別途必要）。



清掃課 家庭系ごみ減量・リサイクル担当 室町一丁目2-1

☎ 089-921-5516 FAX 089-921-6311

環境学習と温暖化対策

環境について学びませんか？

- 環境学習会や環境講演会で、指導者や講師を探しているときは

市民の環境学習活動を応援するために、エコリーダー派遣事業を実施しています。学習会等で、「自然観察」「地球環境」「ごみ減量」などのさまざまな環境分野について、体験学習や講話を行います。なお、エコリーダーに対する派遣の費用については松山市が負担します。



環境モデル都市推進課 環境活動推進担当

空港通一丁目1-32 まつやまRe・再来館

☎ 089-968-7153 FAX 089-974-4024

「まつやまグリーン電力証書」の購入者を募集しています

太陽光などの自然エネルギーで発電する電気の環境価値を証書にしています。証書のご購入によって、環境にやさしい電気を使った自社製品の製造、イベントの実施等のPRにご活用いただけます。

購入のお申込みについては随時受付けておりますので、お気軽にご相談ください。

- 対象者 法人または個人事業主など

累計購入量	単 価
100kWh以上 10,000kWh以下	1kWhあたり15円
10,100kWh以上 100,000kWh以下	1kWhあたり10円
100,100kWh以上	1kWhあたり8円

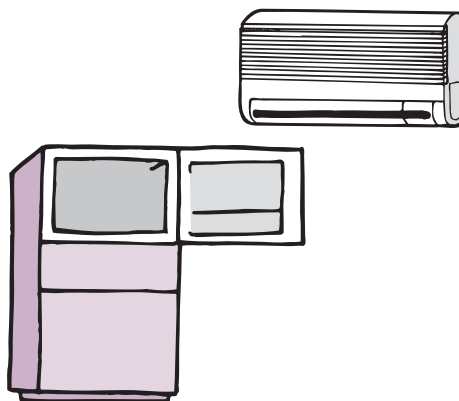
※購入単位 100kWh



環境モデル都市推進課

ゼロカーボン推進担当（事業グループ） 別館3F

☎ 089-948-6459 FAX 089-934-1861



太陽光発電システムなどの設置、電気自動車等の導入に補助

年間日照時間が長い本市の地域特性を活かして、太陽光エネルギーを積極的に活用するなど、「脱炭素社会」

の実現に向け下記の補助を行っています。

環境モデル都市推進課

ゼロカーボン推進担当（補助グループ） 別館3F

☎ 089-948-6437 FAX 089-934-1861

補助事業	補助金額	申請受付期間
1 太陽光発電システム ※既築3年以上	上限10万円	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 (予定) ※予算額に達し次第終了
2 ZEH	上限25万円	
3 家庭用燃料電池システム	上限6万円	
4 住宅用蓄電池システム	上限10万円	
5 V2H充放電システム	上限8万円	
6 家庭用エコキュート ※エコキュート以外からの付替え	上限3万円	
7 クリーンエネルギー自動車 (EV・FCV)	上限20万円	初度登録日を含む1年以内 ※太陽光発電システム設置済の場合上乗せ(10万円)補助あり (令和6年4月以降の登録車が対象)

※補助金を申請される方は、必ずホームページ等をご確認ください。



公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

まつやま^リ・再^{サイクル}来館（愛称:りっくる）

時 9時30分～18時

休 火曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日

施設の概要

松山市の環境啓発拠点として、リユース家具・古着などの展示販売、ごみ減量やリサイクル、自然など環境について学べるイベントを随時開催しています。

子どもから大人まで、環境について楽しく学べる施設です。

空港通一丁目1-32 MAP K-7

☎ 089-968-7153

FAX 089-974-4024



歩きタバコの対策

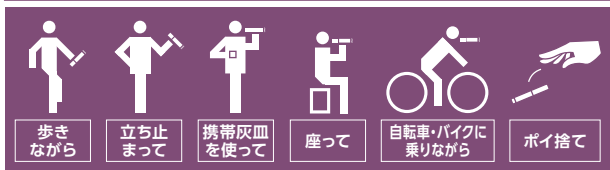
喫煙マナーを守って 安心で快適な生活環境をつくりましょう

「松山市歩きタバコの防止に関する条例」を施行し、屋外の公共の場所での喫煙行為全般（火の付いたタバコを持つ行為を含む）を規制しています。

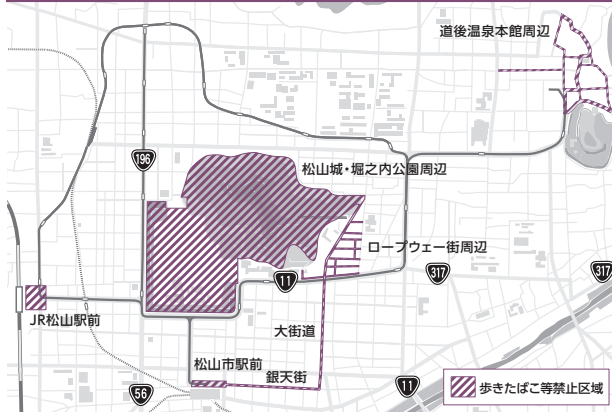
また、観光地や人通りの多い場所を歩きタバコ等禁止区域に指定しています。

公共の場所とは＝道路、公園、広場など一般に開放され、不特定多数の人が自由に出入りし、利用できる場所
歩きタバコ等とは＝屋外の公共の場所で、歩きながらタバコを吸うなどの喫煙行為全般（火の付いたタバコを持つ行為を含む）

こんな行為を規制しています



歩きタバコ等禁止区域



市民防災安全課 くらし安心担当

☎ 089-948-6736 FAX 089-934-3157 本館5F

？
お問い合わせ

対象

手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



生活環境

¥
料金・
支給金など

時
利用時間

休
休館・休園

防 犯 灯

防犯灯の助成について

町内会・自治会などが生活道路を照らすために設置する防犯灯の工事費などを、松山市防犯協会を通じて助成しています。町内会長など、防犯灯を管理する団体の代表者がお申し込みください。※予算に達した場合は、締め切り前でも受付を終了する場合があります。

令和6年度から防犯灯のLED化を進めるため、蛍光灯防犯灯の管球取替を廃止し、「点灯していない」、「点滅している」場合や「暗いと感じる（規定の照度を下回っていた場合に限り）」ときにLED防犯灯に取り替えます。

申請の前に確認してください

- 蛍光灯の防犯灯が「点灯していない」、「点滅している」とき
①「蛍光灯防犯灯の器具取替」を申請してください。
- LEDの防犯灯が点灯していないとき
②「LED防犯灯の器具取替」を申請してください。
- 点灯している蛍光灯の防犯灯が暗いと感じたとき
③「照度不足による器具取替」を申請してください。
- 周辺に夜間点灯する照明がなく、防犯灯を新設したいとき

町内会などの団体が、設置及び電気料金負担などの維持管理をしていただくことが前提です。団体内で今後の費用負担などについて十分協議してください。協議が整ったら、④「新設」を申請してください。

- ① 蛍光灯防犯灯の器具取替（様式1-4）
- ② LED防犯灯の器具取替（様式1-2）
- ③ 照度不足による器具取替（様式1-3 ①と②）

防犯灯直下の路面照度を計測し、3.0ルクスを下回っている場合に器具取替を行います。（市防犯協会が夜間に照度を測定）

- ④ 新設（様式1-1）※設置する電柱などによって提出する書類が異なります。

【締め切り】③と④の年度内実施は令和6年12月27日（金）までに申請してください。

④新設の設置基準

【次のいずれかに該当する場合は助成できません】

直線10m未満に防犯灯があり、機能している ▼ 軒下への設置 ▼ 老朽化した既設ポールへの設置

【審査での優先項目】

多くの人が通る生活道路への設置 ▼ 交差点や通学路、市道への設置 ▼ 既存の防犯灯と距離が遠いもの ▼ 電柱への設置 ※3か月ごとに審査・決定しますので、実施までに数か月かかるほか、助成できない場合があります。

【申請方法】

申請書に防犯灯の設置場所がわかるもの（住宅地図のコピーなど）を添えて、申請してください。新設は、

設置する場所によって、必要書類が異なります。

【提出先】松山市防犯協会事務局（市役所本館5階 市民防災安全課内）または各支所



市民防災安全課 暮らし安心担当

☎ 089-948-6736 FAX 089-934-3157 本館5F

地 縁 団 体

地縁団体の概要と法人化については？

地縁団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」のことで、自治会・町内会等が代表例です。

通常、自治会・町内会等の名義で不動産登記はおこなえませんが、一定の要件を満たす場合、地方自治法（昭和22年法律67号）に基づく手続きを行い、法人格を取得することにより、自治会・町内会等の名義での不動産登記ができます。

ただし、次のような団体は対象となりません。

- 同好会やスポーツ活動のように特定の活動のみを行う団体
- 構成員の要件に、区域に住所を有すること以外に性別や年齢などの条件が必要な団体

● 一定の要件とは

- ① 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- ② 区域が、客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ 区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、その相当数が構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

● 法人格の取得に伴う義務

* 代表者を変更した場合は届出が必要です。

【届出書類】

- 告示事項変更届出書
- 新代表者の承諾書
- 新代表者の選出が総会で議決された旨がわかる書類（議事録の写し）

* 規約を変更した場合は申請が必要です。

【申請書類】

- 規約変更認可申請書
- 規約の変更が総会で議決された旨がわかる書類（議事録の写し）
- 新旧の規約
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類

詳細につきましては、まちづくり推進課までお問い合わせください。



まちづくり推進課 市民活動推進担当 本館6F

☎ 089-948-6330 FAX 089-934-1821

暮らし



生活環境

緑化の奨励金制度

緑のまちづくり奨励金制度は？

松山市内の住宅などに生け垣や庭木、花壇などを設置する場合に奨励金を交付します。

※奨励金は事前申請です。植栽前に必ずご相談ください。

● 生け垣をつくるとき

● 奨励金は1m当たり3,000円までで6万円まで

住宅や事業所の道路に接した場所に、延長3m以上で、植える木の高さが45cm以上の生け垣をつくるとき（植栽本数は1m当たり2本以上）、1m当たり3,000円までで限度額6万円の奨励金を交付します。

ブロック塀を生け垣に改造する場合は、1m当たり、6,000円までで限度額9万円の奨励金を交付します。

● 庭木を植えるとき

● 奨励金は2万円まで

住宅や事業所の道路に接した場所で、道路から概ね5m以内の位置に、高さ2m以上の庭木を植えるとき、植栽費の2分の1で、限度額2万円の奨励金を交付します。

● つた苗などで壁面を緑化するとき

● 奨励金は2万円まで

住宅や事業所の道路から見える石垣やブロック塀などの壁面に、つた苗などを植栽し壁面の緑化を行うとき、植栽費の2分の1で、限度額2万円の奨励金を交付します。

● 地域で花壇をつくるとき

地域の花づくりのグループが、道路に隣接し、道路から見える私有地に3㎡以上の花壇を設置するとき、花壇設置費用の2分の1で、限度額10万円の奨励金を交付します。



市街地整備課 緑化推進担当 本館7F

☎ 089-948-6854 FAX 089-934-8723

し尿の収集

し尿のくみ取りは？

し尿のくみ取りは、市が区域を定めて許可した業者が計画的に収集しています。新たにし尿のくみ取りを希望する人は、担当の業者へ申し込んでください。なお、担当業者が分からないときはお問い合わせください。

☺ 従量制料金の対象は

- ①会社、事務所、官公署、学校、工場、病院、旅館、飲食店、店舗、興行場、遊技場、その他で不特定多数の人が便槽を使用する所
- ②便槽の破損その他の原因により、排出量が1人1カ月36ℓの100分の130を超えるもの。ただし、改良便槽については、これにくみ取りの都度45ℓを加算した量を超えるもの
- ③自家処理世帯で不定期のくみ取りを必要とするもの
- ④1世帯でくみ取り便所と水洗便所を併設しているもの

☹ 人頭制料金の対象は

従量制料金の対象外で、住居に住んでいる人。ただし、世帯人員には1歳未満の乳児は含みません。



環境指導課 し尿担当 本館4F

☎ 089-948-6439 FAX 089-934-1812

し尿の収集許可業者（14業者）

電話番号の市外局番はすべて089です

業 者 名	住 所	☎	業 者 名	住 所	☎
(株)拓南興業	立花二丁目4-25	943-2655	(有)愛媛興業社	空港通四丁目4-17	972-0579
よど興業(有)	余戸東二丁目10-18	972-1146	(有)はごろも	愛光町14-29	925-8218
南海興業(株)	堀江町甲222-17	978-1202	(有)エヒメ立花興業	立花四丁目1-39	931-0727
(有)三津興業社	須賀町2-8	951-0753	(株)カトウ	桑原三丁目15-11	933-7900
(株)みなみ興業	福音寺町705-6	943-6657	(株)瀬戸内環境開発公社	中西外891-2	993-0068
(有)城東興業	紅葉町1-17	921-4242	(株)高橋興業	長師545	997-1233
(有)城西興業	小栗五丁目4-10	931-0625	松山衛生事業協同組合	南江戸三丁目2-27	911-5122

し尿の処理手数料は（令和6年4月1日時点）

下記の金額により計算した額（10円未満切り捨て）

¥ 扱 別	便 槽 別	人 頭 制		従 量 制
		1人1カ月の基本料金	回数割料金1回当たり	18ℓにつき
40m以内のホースによるくみ取りのとき	普 通	243円 (441円)	266円 (266円)	150円 (243円)
	改 良 (強化プラスチック製無臭トイレを含む)	243円 (441円)	615円 (615円)	150円 (243円)
軽自動車によるくみ取り、または40mを超えるホースによるくみ取りのとき	普 通	254円 (452円)	638円 (638円)	173円 (266円)
	改 良 (強化プラスチック製無臭トイレを含む)	254円 (452円)	765円 (765円)	173円 (266円)

()内は興居島地区、安居島地区および中島地区（中島本島を除く。）



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



生活環境



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

公害

公害は？

公害でお困りのときは、ご相談ください。

原因	相談・お問い合わせ先	
大気・悪臭	環境指導課	089-948-6442
水質・土壌汚染		089-948-6441
騒音・振動		089-948-6442
空き地に生えたセイタカアワダチ草・ブタ草等		089-948-6442
農地に生えたセイタカアワダチ草・ブタ草等	農業委員会	089-948-6631

法令の規制対象とならない近隣での被害は、当事者間や地域での話し合いが大切です。お互いの気配りによって、隣近所に迷惑を掛けないようにしましょう。

ペット・動物

犬を飼うときは？

犬の放し飼いや、飼い主にはあまり気にならない愛犬の鳴き声も近所にとっては迷惑となります。犬の散歩のときはリードを付けて、袋などふん入れとマナー水を携帯し排泄物は飼い主の責任で必ず始末しましょう。

飼い犬が人をかんだときは生活衛生課へ直ちに届け出て、指示を受けてください。また、犬にかまれたときも速やかにお知らせください。

生活衛生課 動物・生活衛生担当 保健所 1F
☎ 089-911-1862 FAX 089-923-6627

犬の登録・狂犬病予防注射は？

生後91日以上の子猫は、必ず生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。登録は、生活衛生課、各支所で手続きしてください。狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院（登録もできます）で受けてください。ただし、一部取り扱いをしていない病院もありますので確認してください。

なお、マイクロチップを装着している犬の情報登録の手続きは、国の指定登録機関の日本獣医師会（☎ 03-6384-5320）へお願いします。

●登録に必要なもの 登録料3,000円

生活衛生課 動物・生活衛生担当 保健所 1F
☎ 089-911-1862 FAX 089-923-6627

犬・猫の引取りについて

拾得した元気な成猫や、親猫が子育て中の子猫の引取りは行っていません。また、飼い犬・飼い猫の引取りはできない場合があります。やむを得ない事情で犬・猫を飼えなくなったときは、里親を探す努力をしてください。もし見つからなかったときは、生活衛生課へご相談ください。※即日の引取りは行っていませんので、事前にご相談ください。

※飼い主からの犬・猫の引取りは、手数料が必要です。
(生後91日以上 2,000円／1頭、生後90日以内 400円／1頭)

生活衛生課 動物・生活衛生担当 保健所 1F
☎ 089-911-1862 FAX 089-923-6627

はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）
朝日ヶ丘1丁目 松山総合公園内
☎ 089-923-9435

犬・猫を譲り受けたいときは？

はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）で保護している犬や猫は返還期限内に飼い主の方からの申し出がない場合は保護期間を延長して、新しい飼い主の方に譲渡することができます。

※犬・猫の譲り受けを希望する人は、はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）へご連絡ください。

はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）
朝日ヶ丘1丁目 松山総合公園内
☎ 089-923-9435

野犬の捕獲・引取・飼い犬の行方不明は？

野犬でお困りの人は、捕獲箱を貸し出しますのでお問い合わせください。

野犬を捕獲したときは、引き取りますのではぴまるの丘へ連絡してください。

飼い犬がいなくなったときは、すぐにお問い合わせください。

※土・日・祝日の引取りは行っていません。

はぴまるの丘（松山市動物愛護センター）
朝日ヶ丘1丁目 松山総合公園内
☎ 089-923-9435

死亡した犬・猫等の処理は？

犬・猫等が死亡したときは、清掃課へ連絡してください。なお、中島地域の場合は中島リサイクルセンターへ連絡してください。

死体処理手数料は1体につき、自宅に取りに来てもらう場合は1,100円、清掃課・南クリーンセンター・西クリーンセンター・中島リサイクルセンターへ持ち込んだ

暮らし



生活環境

場合は400円です。ただし、飼い主が分からない場合は無料です。

▼ 受付時間 (月～金) 8:15～17:00 (土) 8:15～12:00

清掃課 家庭系ごみ収集担当 室町一丁目2-1

☎ 089-921-5516 FAX 089-921-6311

中島リサイクルセンター

☎ 089-997-5911

猫の不妊・去勢手術の補助は？

飼い猫は年度内1世帯1頭、飼い主のいない猫(市内で保護し、識別のため耳カットを施した猫)は頭数制限なしで補助をしています。

▼ 補助金 飼い猫：オス1,000円

メス2,000円

飼い主のいない猫：オス3,000円

メス7,000円

● 補助件数 予算の範囲内で補助 ※先着順

生活衛生課 動物・生活衛生担当 保健所1F

☎ 089-911-1807 FAX 089-923-6627

飼い犬の死亡・変更の届け出は？

次のような場合、飼い主は犬の鑑札、狂犬病予防注射済票をお持ちのうえ、速やかに生活衛生課、市民課、各支所のいずれかで届け出をしてください。

なお、マイクロチップの情報登録をしている犬の手続きは、国の指定登録機関の日本獣医師会(☎ 03-6384-5320)へお願いします。

● 犬の死亡 ● 犬の所在地の変更 ● 犬の所有者の変更

生活衛生課 動物・生活衛生担当 保健所1F

☎ 089-911-1862 FAX 089-923-6627

鳥獣捕獲許可は？

有害鳥獣を捕獲するときは許可が必要です。

農林水産振興課 鳥獣対策担当 本館8F

☎ 089-948-6567

墓 地

墓地に関する手続きは？

現在、松山市内の墓地に埋蔵している遺骨を他の墓地に移すときは、改葬許可手続きが必要です。

市営墓地の使用権は、売買・譲渡・転貸することはありません。

市営墓地の利用者が変わった場合は、使用権承継手続きが必要です。市営墓地の利用者の住所等が変わった場

合は、使用許可証の住所等変更手続きが必要です。

市営墓地で、使用区画が不用になったときは、市に返還届の提出が必要です。

市街地整備課 市営墓地担当 本館7F

☎ 089-948-6094 FAX 089-934-8723

斎 場

斎場の利用は？

▼ 時 間 9:00～17:00

▼ 休場日 1月1日および市長の指定する日

● 火葬許可証の交付は

火葬許可証は、死亡届等に基づき交付します。

(市民課戸籍担当 ☎ 089-948-6344または各支所へ)

▼ 火葬料 遺体大棺 1体8,000円 (39,000円)

遺体小棺 1体5,000円 (23,400円)

死産児 1胎2,000円 (7,800円)

手術肢体など 1棺8,000円 (39,000円)

※棺の長さ1.1mを超えるものを大棺とし、それ以下を小棺としています。

▼ 室使用料 控室(洋室) 2時間 2,000円 (4,000円)

控室(和太) 2時間 3,000円 (6,000円)

控室(和太) 2時間 2,000円 (4,000円)

葬儀場 告別式

2時間15,000円 (30,000円)

通夜(中島斎場に限り)

午後5時から翌日午前9時まで

10,000円 (20,000円)

祭儀室 2時間 5,000円 (10,000円)

霊安室 1日 1,000円 (2,000円)

※()内の額は、死亡者、分娩者等が市民でない場合

松山市斎場 食場町甲2

☎ 089-977-4738

松山市北条斎場貴船苑 安岡乙11-2

☎ 089-994-2966 (または、生活衛生課 斎場管理担当 ☎ 089-911-1863)

松山市中島斎場 中島大浦25-1

☎ 089-997-0464 (または、生活衛生課 斎場管理担当 ☎ 089-911-1863)

消費生活

消費生活相談は？

● 消費生活相談

突然やって来た業者の巧妙な手口にだまされて、つい契約してしまった。解約方法を知りたいという相談や「利用料が未納です」などのメールが届き、身に覚えのない



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



消費生活

¥

料金・
支給金など

時

利用時間

休

休館・休園

料金を請求されたという相談などに応じます。

● クーリング・オフとは

訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者から一方的に契約を解除することができる制度です。

● クーリング・オフをするときは

クーリング・オフは、書面（はがき可）または電磁的記録（電子メールやFAXなど）で行います。

ただし、クーリング・オフができる取引は、法律や約款などで定められていますので、詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。



消費生活センター 本館1F

☎ 089-948-6382 FAX 089-934-1768

関連情報コーナー

● 各種相談窓口（暮らし住まい）…… **64**ページ

暮らし



上下水道

上下水道

上水道

水道の申し込み・届け出は？

- **引っ越して来たとき** 玄関などに取り付けている水道使用届（はがき）を郵送していただくか、電話でご連絡ください。
- **引っ越して行くとき** 料金を精算しますので引っ越しの3日ぐらい前までに電話でご連絡ください。
- **一時的に水道の使用をやめるとき** 旅行や入院などで長期間、水道を使用しないときは、電話でご連絡ください。ご連絡がないと、水道を使用していない場合でも基本料金が掛かります。
- **水道の所有者が変わったとき** 名義変更があったときは速やかに届け出をしてください。
- **受水槽設置の共同住宅の場合** 入居戸数等の変更があるときは、あらかじめ届け出をしてください。水道料金の計算方法が変わります。



ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所

竹原二丁目7-30（竹原浄水場内）

☎ 089-915-0311 FAX 089-913-1332

水道メーターの検針と料金請求は？

水道メーターの検針は、ヴェオリア・ジェネッツ(株)の検針員が2カ月に1回行います。

水道料金は検針月の翌月に2カ月分をまとめて請求します。

お支払いは、口座振替と納入通知書払いのいずれかの方法が選択できます。

口座振替でお支払いいただくと、1カ月当たり50円を割引します。（初回の振替日に引き落としができた場合に限りです。）なお、簡易水道で割引適用はありません。

ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所

竹原二丁目7-30（竹原浄水場内）

☎ 089-915-0311 FAX 089-913-1332



ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 北条事務所

北条辻20-47（北条支所駐車場東）

☎ 089-911-7731 FAX 089-911-7737

家庭での水漏れ・故障のときは？

蛇口や給水管など給水装置の漏水・破損などは、松山市指定給水装置工事業者または松山市管工事業協同組合（☎ 089-925-2021）へ依頼してください。

給水装置は所有者（使用者）の財産ですので、修理費用はすべて所有者（使用者）の負担となります。

水道メーターはいつも見やすくしておき、時々メーターを調べて、漏水の早期発見に心掛けましょう。

地下埋設された給水管の漏水を修理したときは、水道料金の減額制度があります（露出配管および給湯器以降の配管からの場合は、減額対象となりません）。

メーターでできる漏水の見つけ方

地下漏水など見目に分からない漏水も、メーターで漏水の有無を確認することができます。蛇口を全部閉めて、メーターのパイロットを見てください。パイロットがゆっくりでも回転していればどこかで漏水しています。



給排水設備課 給水装置担当 第3別館1F

☎ 089-948-6528 FAX 089-934-1981

上下水道料金課 料金担当 第3別館1F

☎ 089-948-6530 FAX 089-934-0007

道路で水漏れを発見したときは？

道路などで水漏れを発見したときは、至急ご連絡ください。



水道管路管理センター 管路維持管理担当 保免中3-5-15

☎ 089-989-8473 FAX 089-965-1217

夜間・休日は

公営企業局 警備室 局庁舎B1

☎ 089-998-9800

水道の新設・改造・撤去工事等をするときは？

松山市指定給水装置工事業者（指定工事業者）へ依頼してください。

指定工事業者以外の業者が水道工事を行った場合は、給水できないことがありますので注意してください。



給排水設備課 給水装置担当 第3別館1F

☎ 089-948-6528 FAX 089-934-1981

節水シャワーヘッドへの交換に助成

自ら居住する住宅の浴室のシャワーヘッドを節水効果の高いシャワーヘッド（節水効果がおおむね30%以上、または1分間あたりの使用水量が7ℓ以下のもの）に交換した場合に、その費用の一部を助成します。

対象者 本市に住民登録されている方（法人を除く）。

受付期限 令和7年3月31日
ただし、申請額が予算額に達し次第受付を終了します。

注意

- ・申請は同一世帯につき1年度1回限りです。
- ・賃貸住宅等にお住まいの場合は、住宅の所有者等の「承諾書」が必要です。

助成金額 購入価格（税込）の1/2（上限3,000円）
※100円未満は切り捨て

※詳しくは松山市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



水資源対策課 節水対策担当 本館5F

☎ 089-948-6948 FAX 089-934-1886

雨水タンクの設置に助成

雨水タンク等の貯留設備を購入・設置する場合にその費用の一部を助成します。

対象

- ・雨水タンク等を、自ら所有する市内の建築物に設置する方（法人も可）。
- ・原則、雨水タンクとして販売されているものが対象となりますが、不要となった浄化槽を雨水貯留設備に改造する場合なども助成対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

注意

- ・事前申請が必要です。
- ・申請は同一の建築物につき、1年度1回限りです。
- ・簡易な構造の車庫や倉庫、賃借するための建築物は対象外です。
- ・中古品の雨水タンクや農業用の貯水タンク等は、対象外です。

助成金額 本体購入価格（税込）の3分の2（上限下表のとおり）。

※1,000円未満は切り捨て。

貯留容量		助成限度額
100ℓ以上	200ℓ未満	3万円
200ℓ以上	400ℓ未満	6万円
400ℓ以上	600ℓ未満	9万円
600ℓ以上	800ℓ未満	12万円
800ℓ以上	1,000ℓ未満	15万円



水資源対策課 有効利用担当 本館5F

☎ 089-948-6223 FAX 089-934-1886

下水道

下水道事業受益者負担金は？

公共下水道が整備された区域の方に建設費の一部を負担していただく制度で該当の土地に一度限り賦課されるものです。

● **負担金額の計算** 1㎡当たりの単価に土地の面積を乗じた額です。（10円未満の端数切捨て）。

¥ 1㎡当たり単価×土地の面積（公簿面積）			
¥ 1㎡当たりの単価表			
中央処理区	250円	北部処理区	253円
西部処理区	250円	北条処理区	300円



上下水道料金課 負担金担当 第3別館1F

☎ 089-948-6531 FAX 089-934-0007

水洗化工事に対する貸付は？

公共下水道が使える区域で、くみ取り便所や浄化槽から公共下水道へ接続工事を行う際に改造工事資金を貸付する制度があります。

● **貸付金額など**

40万円以内で無利息、毎月1万円の均等償還です。

● **貸付条件**

処理区域内に建物を所有しており、市・県民税、固定資産税および下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。連帯保証人が1人必要です。

※工事に入る前の事前の申請が必要です。



給排水設備課 排水設備担当 第3別館1F

☎ 089-948-6529 FAX 089-934-1981

宅内ます設置工事に対する貸付は？

公共下水道の本管工事期間内に「宅内ます」を設置しなかった人が、本管整備後に後付けで宅内ます設置工事を行う場合に、必要となる工事費用の貸付を行っています。

● **貸付金額など**

60万円以内で無利息、毎月1万円の均等償還です。



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



上下水道



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園



● 貸付条件

処理区域内に土地を所有しており、市・県民税、固定資産税および下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。連帯保証人が1人必要です。

※工事に入る前の事前の申請が必要です。



下水道整備課 私道・樹工事受付担当 第3別館3F



089-948-6457



FAX 089-934-1809

下水道工事に係る申請制度等について

● 私道への下水道敷設申請

私道に公共下水道を敷設する場合は、原則として使用される皆さんの費用で敷設していただくかはなりません、一定の要件を満たす場合、申請により公営企業局が私道に公共下水道を敷設することができます。

(私道に共同排水設備を設置する方への助成制度)

私道への下水道敷設申請の要件を満たさず、使用される方が自己負担で工事する場合に、その工事費に対し上限を定め、助成する制度があります。

● 宅内ます設置申請

宅内ますは、公営企業局発注の下水道工事に併せて設置する場合を除き、原則、自己負担で設置しなければなりません。宅内ますの設置を希望する方はご相談ください。※各申請には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



下水道整備課 私道・樹工事受付担当 第3別館3F



089-948-6457



FAX 089-934-1809

● 住民要望制度

公共下水道の工事施行箇所は、公営企業局が経済性や工事難易度を考慮して決定していますが、公共下水道を利用したい皆さんが、できるだけ早く利用できるように、要望のあった路線について優先的に整備計画に反映させる制度があります。



下水道整備課 処理区担当 第3別館3F



089-948-6543



FAX 089-934-1809

公共下水道への接続工事は？

公共下水道の供用開始（下水道が使用できる日）をお知らせした区域に建物を持つ人は、供用開始の日から3カ月以内に接続するよう条例で定められています。

下水道への接続工事は、必ず公営企業局指定の工事業者（指定工事店）へ依頼してください。

※指定工事店以外で施工すると、違反工事として処罰されますのでご注意ください。



下水道管理課 維持・普及担当 第3別館2F



089-948-6554



FAX 089-934-0670

浄化槽を雨水貯留施設へ改造するための助成金は？

公共下水道を使用することによって不要となった浄化槽に雨水を貯留し、散水など雑用水に活用される方に対し、貯留施設への改造工事費の一部を助成します。

¥ 助成額など

改造工事に要した費用の3分の2（限度額20万円）

※工事に入る前の事前の申請が必要です。



給排水設備課 排水設備担当 第3別館1F



089-948-6820



FAX 089-934-1981

浄化槽補助金制度は？

¥ 設置費補助金

公共下水道事業計画区域外で、単独浄化槽または汲取り槽から合併浄化槽に転換する場合に、費用の一部を補助します。新築は対象外です。対象地域や要件など詳しくはお問い合わせください。

¥ 維持管理費補助金

保守点検・清掃を適正に行い、毎年度1回の法定検査を受検している10人槽以下の合併浄化槽を対象に、1基あたり8千円を10年間補助します。（公共下水道が未整備の地域が対象）なお、補助申請書は、法定検査時にお渡しします（法定検査については、使用開始の約1年半後から1年毎・指定検査機関から案内はがきが届きます）。



環境指導課 浄化槽担当 本館4F



089-948-6440



FAX 089-934-1812

下水道使用料は？

下水道使用料は2カ月に1回（検針月の翌月）請求します。お支払いは、便利な口座振替制度をご利用ください。

水道のみ使用の人は、開栓・閉栓などの手続きをしてください。（102ページの「上水道」をご覧ください）

井戸水や簡易水道を使用の家庭や事業所で、転入・転出・人数・使用中止などの変更があるときは、届け出をしてください。



ヴェオリア・ジェネッツ株松山営業所



089-915-0311



FAX 089-913-1332

公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

水道資料館

時 8時30分～17時

¥ 無料

休 土・日曜日、祝日、12月28日～1月4日

■施設の概要

松山の水と自然、水道の歴史、水道の仕組みなどを、実物資料、パネル解説、映像などで分かりやすく展示しています。※事前予約制



公営企業局市之井手浄水場 2F 溝辺町65

☎ 089-977-0399

MAP I-4

駐輪対策

放置自転車のことは？

JR松山駅周辺、大街道・銀天街東部地区周辺は、条例に基づく「自転車等放置禁止区域」です。禁止区域内は即日、区域外の市道・市有施設上の放置自転車・原付は警告後24時間経過後に撤去しますので、必ず駐輪場をご利用ください。

※国道・県道における自転車などの撤去・保管・返還方法などは、各道路管理者にお問い合わせください。



都市・交通計画課 駐車・駐輪・交通安全担当 本館7F

☎ 089-948-6421

FAX 089-934-5180

公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

市営松山駅前仮設駐輪場（無料）

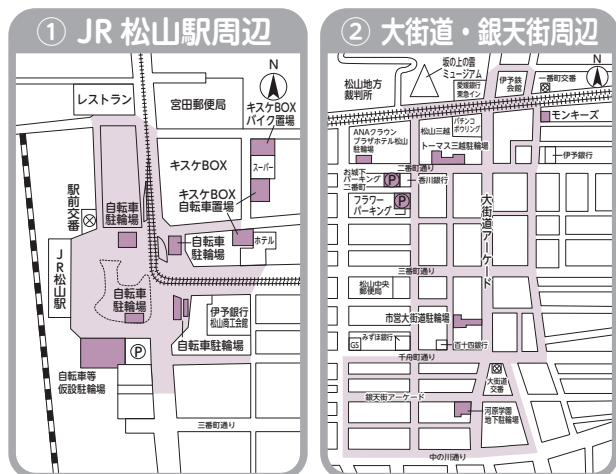
時 終日開放

■施設の概要

収容台数 自転車665台

原付（125cc以下）50台

駐輪場案内図



自転車等放置禁止区域

駐輪場

放置自転車の撤去・保管・返還

☎ 電話番号の市外局番はすべて089です



撤去

（自転車等放置禁止区域内）
放置禁止区域では、夜間・休日を含め、放置自転車等の即日撤去を実施しています。
（自転車等放置禁止区域外）
警告から24時間経過後撤去しています。

保管

保管場所…①和泉自転車保管所 ☎ 943-8501
松山市和泉北一丁目4
ただし、大街道周辺と銀天街東部地区の自転車等放置禁止区域で撤去した自転車・原付は、撤去の日から3日間程度市営大街道駐輪場で保管します。
②市営大街道駐輪場 ☎ 941-6530
保管期間…1カ月間（保管期間を超過したものは処分します）

撤去・保管費用

自転車2,000円、原付3,000円

返還手続きに必要なもの

本人確認書類（運転免許証、学生証など）、撤去・保管費用、自転車などの鍵

返還

返還場所…①和泉自転車保管所
返還日時…毎週月～金曜日の9時～16時
（祝日および年末年始は除く）
返還場所…②市営大街道駐輪場
返還日時…1月1日を除く毎日7時～24時

連絡先

市道沿線…松山市都市整備部
都市・交通計画課 ☎ 948-6421
県道沿線…愛媛県中予地方局
建設部管理課 ☎ 909-8770
国道沿線…国土交通省松山河川国道事務所松山第1
（11号・33号）国道維持出張所 ☎ 956-0326
国道沿線…国土交通省松山河川国道事務所松山第2
（196号・56号）国道維持出張所 ☎ 978-2382

市営大街道駐輪場の定期利用の申し込み・更新

●受付場所 大街道駐輪場の管理事務所

●受付期間

定期利用開始月の前月1日から末日まで。

定期利用料金の日割は行っていません。

●受付時間

7時～24時

●手続きに必要なもの

①使用する自転車の防犯登録番号または原付の標識番号

②学割を希望する人は、学生であることを証明するもの

③利用料金

区分	利用期間	自転車	原付
一般	1カ月	2,000円	3,000円
	3カ月	5,400円	8,100円
学生	1カ月	1,200円	1,800円
	3カ月	3,200円	4,800円

※次に該当する人は、駐車料金が全額免除されますので、利用する際に証明書または手帳などを提示してください。

●生活保護を受けている人

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



駐輪対策



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園



? 大手町二丁目26-3
☎ 089-948-6421 **MAP K-5**

市営大街道駐輪場（有料）

時 7時～24時（1月1日を除く毎日）

■施設の概要

収容台数 自転車337台
原付（125cc以下）163台
短時間の利用は無料

? 大街道一丁目4-9
☎ 089-941-6530 **MAP N-6**

松山市役所前地下駐輪場（無料）

時 7時30分～22時
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

■施設の概要

収容台数 自転車100台、二輪車400台

? 二番町四丁目7-2
☎ 089-948-6257 **MAP M-5**

松山市中之川地下駐車場（有料）

時 7時～22時

■施設の概要

収容台数242台

? 湊町三丁目地先（中之川通線地下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP N-6**

松山市役所前地下駐車場（有料）

時 終日開放

■施設の概要

収容台数自動車290台、自動二輪車8台

※次に該当する人は、駐車料金が減免されますので、事前精算前に管理事務所にお越しいただき、手帳または証明書を係員に提示してください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

? 二番町四丁目7-2 指定管理者 TFI株式会社
☎ 089-933-0095 **MAP M-5**

松山市上野町駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 3,600円（1カ月）

? 上野町甲819-5 指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP S-4**

松山市小坂駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 6,600円（1カ月）
中型車 8,800円（1カ月）

? 小坂五丁目地先（国道33号高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP G-6**

松山市永木町駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 8,800円（1カ月）

? 永木町一丁目地先（国道11号高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP O-6**

松山市中村駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 6,600円（1カ月）

? 中村一丁目地先（国道11号高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP O-6**

松山市保免駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 6,600円（1カ月）

? 保免上一丁目地先（国道56号高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP F-6**

松山市朝美駐車場（定期契約（有料））

時 終日開放

¥ 普通車 6,600円（1カ月）
大型車 16,500円（1カ月）

? 朝美二丁目地先（松山市道 松山環状線西部高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社
☎ 089-946-1765 **MAP F-4**

松山市美沢駐車場〔定期契約（有料）〕

時 終日開放

¥ 中型車 8,800円（1カ月）
大型車 16,500円（1カ月）

美沢一丁目地先（松山市道 松山環状線西部高架下）
指定管理者 アマノマネジメントサービス株式会社

☎ 089-946-1765 MAP F-4

住宅・建物・土地

市営住宅

入居申し込みできる人は？

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 市内に居住しているか、勤務先が市内にあること
- 原則持ち家が無く、現在住宅に困っている人
- 現在同居し、または同居しようとする親族があること
- 単身者は次のいずれかに該当する場合に申し込むことができます

①申し込み時点で満60歳以上の人②身体・精神・知的障がい者（ただし、著しい障がいがあるため入居が適切でないと認められる人は除く）③戦傷病者④原子爆弾被爆者⑤生活保護法に規定する被保護者⑥海外からの引き揚げ者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人⑦ハンセン病療養所入所者⑧DV（配偶者暴力）被害者（裁判所等の認定を受けた人）⑨中国残留邦人で支援給付を受けている人

※ただし、単身者の申し込みできるお部屋は、原則1DK、2DKに限ります。

- 原則次の収入基準に該当する人
 - ・一般世帯の収入基準：月額所得15万8,000円以下の世帯
 - ・裁量階層世帯の収入基準：月額所得21万4,000円以下の高齢者・障がい者・子育て世帯など

松山市営住宅管理センター 三番町四丁目9-12
☎ 089-942-0800

住宅課 維持管理・徴収担当 本館7F
☎ 089-948-6498・6502

申し込み時期は？

定期募集は年3回行っており、令和6年度は、5月・9月・12月の予定です。具体的な申し込み時期等は「広報まつやま」や市ホームページ・松山市営住宅管理センターのホームページでお知らせします。

松山市営住宅管理センター 三番町四丁目9-12

☎ 089-942-0800

住宅課 維持管理・徴収担当 本館7F

☎ 089-948-6498・6502

住宅使用料は？

毎年度、入居者の申告に基づく収入および住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて、入居者それぞれに家賃が決定されます。

松山市営住宅管理センター 三番町四丁目9-12

☎ 089-942-0800

住宅課 維持管理・徴収担当 本館7F

☎ 089-948-6498・6502

住宅使用料・駐車場使用料の納期は？

毎月25日（休日・祝日の場合は翌日）

※便利な口座振替（自動引落）もご利用いただけます。

詳しくは、お問い合わせください。

松山市営住宅管理センター 三番町四丁目9-12

☎ 089-942-0800

住宅課 維持管理・徴収担当 本館7F

☎ 089-948-6498・6502

建物

建物を建築するときは？

建物を新築したり、増・改築をするときは、建築確認申請が必要です。工事に着手する前に建築確認を受け、表示板を立ててから着工してください。

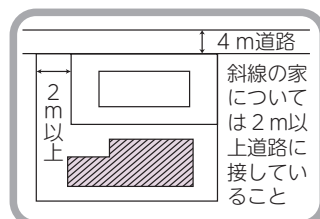
なお、浄化槽を設置する場合は「浄化槽設置届出書」の添付が必要となります。

建築指導課 建築担当 本館9F

☎ 089-948-6974・6511 FAX 089-934-0640

敷地と道路は？

- ①建物を建てる敷地は、4m以上の幅のある道路に接していることが原則です。



- ②道路が4m未満のとき…既存の道路で幅員1.8m以上4m未満の場合には、その中心線から2m後退した線がみなし道路境界線となります。（図1、図2は道路幅員が3mの例です。）このような敷地で建築すると



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



住宅・建物・土地



料金・
支給金など

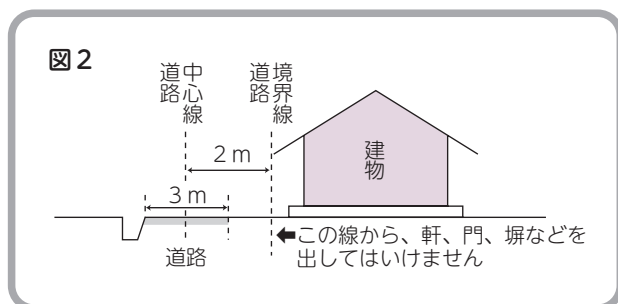
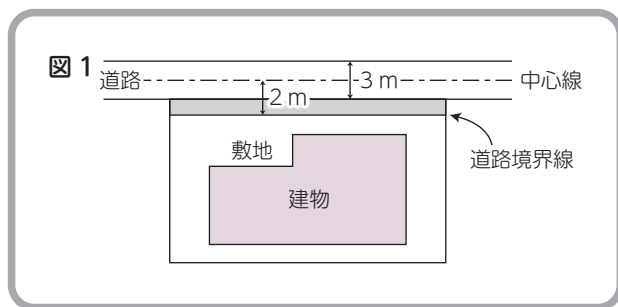


利用時間



休館・休園

きは、建築確認申請をする前に「狭あい道路等事前協議申出書」の提出が必要です。



③道路位置指定を受けるには…敷地が道路に接していない場合は、道路位置の指定を受ければ建築が可能になります。その場合には、造成面積の制限があるほか、道路幅は4m以上で、すみ切り、転回広場、側溝、排水施設などを設けなければなりません。

? 建築指導課 道路担当 本館9F
☎ 089-948-6510、6526 FAX 089-934-0640

中高層建築物は？

中高層建築物とは、用途地域により制限されている一定の高さ、階数を超える建築物です。建築する場合は、標識の設置、近隣関係者への説明と届出が必要です。

? 建築指導課 建築担当 本館9F
☎ 089-948-6511、6974 FAX 089-934-0640

建築物の検査は？

建築物の工事が完了すれば、4日以内に届くように「完了検査申請書」を提出してください。その検査申請によって検査を行い、適法なものには検査済証を交付します。

? 建築指導課 建築担当 本館9F
☎ 089-948-6974、6511 FAX 089-934-0640

まちづくり施設の設置届け出は？

人にやさしいまちづくりを進めるため、まちづくり施設の設置者は、工事の内容に関する計画を定めたときに、速やかに届け出なければなりません。

- 100㎡を超える特定建築物など（理髪店・美容院は30㎡超）

? 建築指導課 建築担当 本館9F
☎ 089-948-6511、6974 FAX 089-934-0640

建築物の分別解体の届け出は？

次のような規模の工事をする場合は、工事に着手する7日前までに届け出が必要です。

- 建築物の解体 80㎡以上
- 建築物の新築または増築 500㎡以上
- 建築物の修繕・模様替（リフォームなど）1億円以上
- その他の工作物に関する工事 500万円以上

? 建築指導課 監察・防災担当 本館9F
☎ 089-948-6512 FAX 089-934-0640

建築物の耐震診断と改修を

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅に耐震診断と改修の補助事業を行っています。

? 建築指導課 監察・防災担当 本館9F
☎ 089-948-6512 FAX 089-934-0640

瓦屋根の改修について

木造住宅耐震改修等補助事業と一体で行う、瓦屋根の改修費用の一部を補助します。

? 建築指導課 監察・防災担当 本館9F
☎ 089-948-6512 FAX 089-934-0640

アスベストの含有調査について

吹き付けアスベストなどが施工されているおそれがある民間建物の調査に補助します。

? 建築指導課 監察・防災担当 本館9F
☎ 089-948-6512 FAX 089-934-0640

危険なブロック塀等の安全対策について

通学路や避難路などに面した、危険なブロック塀等の撤去・建替えに係る費用の一部を補助します。

? 建築指導課 監察・防災担当 本館9F
☎ 089-948-6512 FAX 089-934-0640

埋蔵文化財包蔵地内で工事を行うときは？

埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）の範囲内で、工事をご計画の場合は、着工の60日前までに、文化財保護法に定める届け出が必要です。

暮らし



住宅・
建物・
土地

? 文化財課 埋蔵文化財担当 第4別館2F
☎ 089-948-6605

都市づくり

都市計画図を見たいときは？

都市計画法により定められた区域区分（市街化区域、市街化調整区域）、地域地区（用途地域、防火地域、風致地区など）、地区計画、都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園など）について、詳しい図面を市民の皆さんに縦覧しています。

? 都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F
☎ 089-948-6462

都市計画証明が必要なときは？

都市計画の規制に関し、次のような証明を行っています。

- 市街化区域、市街化調整区域の証明
- 用途地域の証明
- 都市計画施設の区域の証明
- 立地適正化計画の誘導区域の証明
- その他、都市計画法に基づく地域・地区の証明など

? 都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F
☎ 089-948-6462

都市計画施設等の区域内における建築許可申請は？

都市計画施設等（区画整理、道路、公園、緑地など）の区域内において、建築物の建築をする場合は許可申請が必要です。

? 都市・交通計画課 地域デザイン担当 本館7F
☎ 089-948-6846

宅地造成などの開発許可申請は？

市街化区域内で1,000㎡以上の開発行為を行う場合は、開発許可申請書を提出して開発許可を受けなければ、建築物を建築することはできません。

なお、農地転用の届け出をする前にあらかじめ開発計画について事前協議制度を採用しています。

また、市街化調整区域内では、農林漁業を営む人の住宅や公益施設など以外は、開発許可または建築許可を受けなければ建築物は建築できません。

? 建築指導課 開発許可担当 本館9F
☎ 089-948-6468、6507 FAX 089-934-0640

都市計画図が必要なときは？

市役所生協売店（別館地下1階）で購入できます。
なお、都市計画図については購入のお申し込みからお渡しするまでに数日かかります。

- 都市計画図（1/500）（1/2,500）（1/5,000）（1/10,000）
- 松山市都市計画総括図（1/25,000）

? 市役所生協売店 別館地下1F
☎ 089-948-6716 FAX 089-948-6758

盛土規制法の規制区域内の許可申請は？

松山市は、盛土などでの災害から人命を守るため、令和6年10月にほぼ市内全域を盛土規制法の規制区域に指定します。10月以降、区域内で一定規模を超える盛土や切土、土石の堆積をする場合には、工事の許可申請または届出が必要です。

なお、9月末まではこれまでの宅地造成工事の規制が適用されます。

? 道路河川整備課 盛土・がけ対策担当 本館6F
☎ 089-948-6838 FAX 089-934-1805

地区計画区域内の届け出は？

地区計画区域内での土地の区画形質の変更および建築物の建築などをする場合には、着手の30日前までに届け出が必要場合がありますので、事前に確認をしてください。

なお、建築確認申請には地区計画届出受理などの添付が必要です。

? 都市・交通計画課 地域デザイン担当 本館7F
☎ 089-948-6846

風致地区内の許可申請は？

都市の風致を維持するために定められた風致地区内での建築、宅地の造成および木竹の伐採などをする場合には、許可申請が必要です。

? 都市・交通計画課 地域デザイン担当 本館7F
☎ 089-948-6846

景観計画に基づく届け出は？

景観計画区域内で、建物、塀、樹木などに、届出対象となっている行為（新築・改築・増築・外観変更・伐採など）を行う場合は、着手の30日前までに景観法に基づく届け出が必要です。

? 市街地整備課 景観担当 本館7F
☎ 089-948-6848 FAX 089-934-8723

?
お問い合わせ


対象


手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



住宅・建物・土地

¥
料金・
支給金など

時
利用時間

休
休館・休園



大規模行為の届け出が必要なときは？

市内で高さが15mを超えるか、または延べ面積が1,000㎡を超える建築物や工作物の新築、増築および外観の変更または、高さが3mを超える土地の形質の変更を行う場合は、着手の30日前までに松山市景観条例に基づく届け出が必要です。

景観計画区域内については別途届け出が必要です。



市街地整備課 景観担当 本館7F

☎ 089-948-6848 FAX 089-934-8723

屋外広告物のことは？

広告物を表示しようとするときは、松山市屋外広告物条例に基づく許可が必要です。無許可の広告物には、除却を命ずることがあります。

また、市内で屋外広告業を営むためには、市への登録が必要です。



建築指導課 屋外広告物担当 本館9F

☎ 089-948-6518 FAX 089-934-0640

住居表示のことは？

住居表示は、従来地番で表していた住所をだれにでも分かりやすい住所の表し方に変えるもので、私たちの日常生活の利便性を高めるものです。

(例) **旧表示** …松山市△△町○○番地○

新表示 …松山市△△○丁目○番○号



都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F

☎ 089-948-6463 FAX 089-934-5862

住居表示実施区域で建物の新築・建替え・増改築・取壊しをしたときは？

住居表示実施区域の建物には、住居番号（住所）をつけることとなっていますので、区域内で建物の新築・建替え等をしたときには、届け出が必要です。

なお、届け出に際してご用意いただく書類がありますので、都市生活サービス課までお問い合わせください。
※住居表示実施区域は177～180ページをご確認ください。



都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F

☎ 089-948-6463 FAX 089-934-5862

区画整理・再開発のことは？

計画的にまちを更新していく事業で、助成制度等があります。



市街地整備課 市街地整備担当 本館7F

☎ 089-948-6466 FAX 089-934-8723

駐車場の設置の届け出は？

都市計画区域内において、自動車の駐車場として使う面積が500㎡以上で、時間貸しで料金を徴収する場合は、駐車場法により届け出が必要です。



都市・交通計画課 駐車・駐輪・交通安全担当 本館7F

☎ 089-948-6421 FAX 089-934-5180

土砂採取行為の届け出は？

土砂採取場の面積が200㎡以上および切土の高さが3m以上の場合や、面積が500㎡以上の土地の区画形質を変更する場合は、届け出が必要です。



道路河川整備課 盛土・がけ対策担当 本館6F

☎ 089-948-6838 FAX 089-934-1805

立地適正化計画の行為の届け出は？

立地適正化計画の都市機能誘導区域外や居住誘導区域外で、次の一定規模以上の住宅や誘導施設をご計画の場合は、着手する30日前までに届け出が必要です。

- 都市機能誘導区域外：3,000㎡を超えるスーパーなどの誘導施設
- 居住誘導区域外：3戸以上の住宅など



都市・交通計画課 地域デザイン担当 本館7F

☎ 089-948-6846 FAX 089-934-5180

土 地

土地売買など（契約後）の届け出は？

国土利用計画法に基づき、次の一定面積以上（一団の土地）の土地売買などの契約をした場合は、契約後2週間以内（契約日当日を含む）に届け出が必要です。

- 市街化区域内では2,000㎡以上
- 市街化調整区域内では5,000㎡以上
- 都市計画区域外では10,000㎡以上



都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F

☎ 089-948-6462

土地売買など（契約前）の届け出は？

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、次のような、都市計画区域内の一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合は、契約の3週間前までに市に届け出が必要です。

- 都市計画施設の区域内にある土地は100㎡以上
- 道路、公園、河川などとして都市計画決定された区域内にある土地では100㎡以上

- 市街化区域内では5,000㎡以上
- 上記のどれにも該当しない市街化調整区域内は、届け出不要

? 都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F
☎ 089-948-6462

土地の買い取り希望の申し出は？

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設の区域内および都市計画区域内で100㎡以上の土地について、地方公共団体などによる買い取りを希望するときは、その旨を市に申し出ることができます。ただし、申し出をされても、その土地について買い取りを希望する地方公共団体などがないときは買い取りはできません。

? 都市生活サービス課 住居表示・証明書発行担当 本館6F
☎ 089-948-6462

代替地登録制度は？

松山市に所在する土地を公共事業に伴う代替地として提供していただくための登録制度があります。

- 松山市に所在し、都市計画区域内であること
 - 1区画の面積が、原則として200㎡以上であり、公道に接し、概ね正方形または長方形であること
 - 所有権および面積が明確であること
 - 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、売買される日前までに抹消される時はこの限りではない。
- ※土地を提供した人には、税法上、一定条件のもとで1,500万円までの特別控除があります。

? 道路河川整備課 用地担当 本館6F
☎ 089-948-6844 FAX 089-934-1805

地籍調査のことは？

人に「戸籍」があるように土地には「地籍」があります。みなさんの土地の一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積について調査を行い土地の記録を作ります。

? 都市生活サービス課 地籍調査担当 本館6F
☎ 089-948-6480

道 路

道路は、通勤、通学、買い物などの交通のほか緊急・災害時の救助活動など、私たちの暮らしの中で大きな役割を果たしています。みんなが安心して自由に通行できるように一人ひとりが、広く、正しく、美しく使いましょう。

道路の幅を広げるには？

生活道路の拡張工事をする場合は、下記の条件を満たすことによって、市が用地の買収や寄付採納など、用地取得のための手続きおよび支障物件などの補償を行い工事を実施します。

- 道路の拡張を要望する箇所が松山市道であること
- 道路を拡張する際に既存家屋が支障にならないこと
- 道路の拡張を要望する箇所の沿線の地権者及び水路管理者が、土地の提供や工事実施に同意していること
- 町内会長などの地元代表者を申請者とする要望書の提出が必要で

※他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

? 道路河川整備課 生活道路担当 本館6F
☎ 089-948-6464 FAX 089-934-1805

市道上で危険箇所をみつけたら？

市道上で次のような状況を発見した場合は、下記までお知らせください。

- 道路の表面（舗装）がはがれて穴になっている
 - 道路に穴があき、中が空洞になっている
 - 道路上に危険物や障害になる物などが落ちている
 - 工事などで路面を掘った跡がくぼんでいる、ガタガタになっている
 - グレーチング（道路端などにある排水用の金網）が曲がっている、傷んでいる、隙間がある
 - 側溝上のコンクリート蓋が割れている
- ※上記以外にも通行上お気づきの点がございましたら、ご連絡ください。

? みち水路メンテナンス課 総務担当 緑町一丁目3-1
☎ 089-948-6471

「まつやまマイロードサポーター事業」に参加するには？

市道の清掃美化活動等を行っていただけるボランティア団体を募集しています。

- ①ロードサポーター（参加条件）
 - 概ね100m以上の一定区間の市道および緑地帯の清掃美化活動を行うこと
 - 年4回以上活動できること
 - 15名以上が活動できること
 - ②プチサポーター（参加条件）
 - 100m未満の一定区間の市道および緑地帯の清掃美化活動を行うこと
 - 年4回以上活動できること
 - 2名以上が活動できること
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせ



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、
定休日など

暮らし



道

路



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

合わせください。



道路河川管理課 総務・法定外(水路)担当 本館6F

☎ 089-948-6907

私道を市道にするには？

次の市道認定基準に適合し、市道に認定された場合は、市が道路を維持管理します。

- ①認定する道路の両端が国・県・市町村道のいずれかに接続されていること
 - ②袋路状道路の場合には端部に自動車の転回可能な場所が設けられていること
 - ③道路幅員が4m以上あること
 - ④道路の交差部分に斜長3m以上のすみ切りがあること
 - ⑤道路区域を明確にする構造物があり、維持管理上支障がないこと
 - ⑥道路用地は所有者が分筆し、無償提供ができること
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



都市生活サービス課 路政境界担当 本館6F

☎ 089-948-6472

私道を舗装するには？

私道とは、個人所有の土地を、道路として使用しているものです。よってその維持修繕は、私道の所有者及び利用者の負担で行うべきものですが、下記の要件を満たしている場合は、市が舗装工事を実施できる場合があります。

- ①平均幅員が1.2m以上で、道路に面して利用家屋が複数存在すること。
- ②路面排水施設が整備されていること（整備されていない場合や修繕が必要な場合は、あらかじめ申請人の負担で施工できること）。
- ③私道の土地所有者、私道に隣接する土地の所有者の承諾（舗装工事实施を承諾する旨の署名）を、申請人に

おいて取得すること。

※他にも要件があります。上記の要件を満たしている場合は、お問い合わせください。



道路河川管理課 計画担当 本館6F

☎ 089-948-6834

道路後退用地を寄付するときは？

次の要件に該当するときは、市が測量、分筆・所有権移転登記等を行い、登記後は路面を市で管理します。なお、道路後退用地を寄付される場合、分筆登記などに係る費用は市が負担します。

- ①市道に隣接し、建築基準法に基づく道路後退用地であること
 - ②境界が明確であること（隣接・対面地の承諾も含む）
 - ③道路との境界を明示する構造物（ブロック壁など）があること
 - ④諸権利（抵当権など）が設定されている場合は、後退用地に係る諸権利の抹消が容易であること
 - ⑤支障物件（塀、花壇、置き石など）が無いこと
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



都市生活サービス課 路政境界担当 本館6F

☎ 089-948-6847

道路に工作物などを設置(占有)するときは？

道路のほかに適当な場所がないためにやむを得ず、看板・日よけ・工事用足場などを設置したり、水道管・ガスパイプ・ケーブルなどを埋設するときは、道路管理者（市長）に申請が必要です。申請には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



都市生活サービス課 占有担当 本館6F

☎ 089-948-6473



暮らし



道
路